

政令第三百五号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の二の五第一項及び第十七条の三の三の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項中「。以下この条」を「。以下この条及び第三十六条第二項第四号」に、「第三十条第七号」を「第三十四条第八号」に改める。

第三十四条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するものに限る。）（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）

第三十六条第二項中「有する者」の下に「（第四号において「消防設備士等」という。）」を加え、同項

に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等の防火安全性能を確保するために、消防設備士等による点検が特に必要であるものとして総務省令で定める防火対象物

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

最近の不活性ガス消火設備に係る事故等の発生状況に鑑み、その再発の防止を図るため、一定の不活性ガス消火設備について現に存する防火対象物に設置されているものであっても最新の技術上の基準を適用するとともに、消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物の範囲を拡大する必要があるからである。